

奈良県告示第四十一号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

平成二十七年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

平成二十六年年度土壌汚染防止対策概況調査

銅				カドミウム	特定有害物質の種類		
普通畑	水田	樹園地	普通畑	水田	地目	土 壤	
二・一〇五・三	〇・八〇六・五	〇・〇三〇・〇 一一二	〇・〇〇〇・〇 二二	〇・一二〇・〇 三二	濃度（ppm）		
五	十四	四	五	十四	地点数		
ねぎ、なす、だいこん、ほうれんそ	玄米	かき、なし、もも、うんしゅうみかん	ねぎ、なす、だいこん、ほうれんそ	玄米	作物		
〇・〇〇〇・五	〇・二〇二・四	〇・〇〇〇・〇 〇〇	〇・〇〇〇・〇 〇三	〇・〇〇〇・〇 〇六	濃度（ppm）		
四	十四	四	四	十四	点数		

		ヒ素			
樹園地	普通畑	水田	樹園地		
○・○ 〓 二・二	○・八 〓 一・三	○・六 〓 四・三	八 二・四 〓 一四・		
四	五	十四	四		
かき、なし、 もも、うん しゅうみか ん	ねぎ、なす、 だいこん、 ほうれんそ う	玄米	かき、なし、 もも、うん しゅうみか ん	う	
○・○ 〓 ○・五	○・○ 〓 ○・○	○・○ 〓 ○・○	○・一 〓 ○・六		
四	四	十四	四		

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田十四地点、普通畑五地点及び樹園地四地点を対象とした。